

小金井市立保育園条例（抜粋）

（目的）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づき、保育園を設置することを目的とする。

（名称、位置及び定員）

第 2 条 保育園の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

（入園児童）

第 3 条 保育園は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定により保育の実施を決定した児童を保育する。

（職員）

第 4 条 保育園に業務の運営に必要な職員を置く。

（休園日）

第 5 条 保育園の休園日は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し又は臨時に休園日を定めることができる。

（1） 日曜日

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

（3） 1 月 2 日及び同月 3 日

（4） 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで

（開園時間）

第 6 条 保育園の開園時間は、午前 7 時から午後 6 時までとする。

（保育時間）

第 7 条 保育園の保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 保育標準時間認定者（子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年

内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。) 午前7時から午後6時まで
(2) 保育短時間認定者(施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。) 午前8時30分から午後4時30分まで
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

(以下、改正付則については、直近の付則以外は省略)

付 則 (平成28年12月22日条例第42号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

名称	位置	定員
小金井市立くりのみ保育園	小金井市東町三丁目1番16号	113人
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目11番12号	112人
小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	114人
小金井市立さくら保育園	小金井市貫井北町三丁目30番6号	113人
小金井市立けやき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	140人